

I. 日 時 平成28年3月18日(金) 17:00~18:00  
場 所 公益社団法人 私立大学情報教育協会 事務局会議室

II. 出席者 半田委員長、高木委員  
(事務局 井端事務局長、平田職員、竹苗職員)

### III. 検討事項

今回は、教材等の複製・公衆送信等の法改正問題と著作権処理体制等について、文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会における審議動向を説明し、本委員会の著作権法改正要望に関する今後の対応について検討した。その他、平成27年度電子著作物相互利用事業の実施結果と今後の活性化対策について検討した。

#### 1. 教材等の複製・公衆送信等の法改正問題と著作権処理体制等に関する文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会における審議動向について

同委員会は、教育の情報化の推進について、権利者団体とのヒアリングを7月31日に行い、8月31日、9月30日と委員会を継続したが、その後、11月から環太平洋パートナーシップ(TPP)への対応が入り、平成28年2月24日に「平成27年度法制・基本問題小委員会の審議の経過等について(案)」として、教育機関や権利者団体からの意見を整理し、論点が開示された旨、事務局より説明があった。同案では、授業での電子著作物の公衆送信に関しては権利制限規定により対応することの必要性・正当性に肯定的な意見が示されてはいるが、現在、関係者間で行われている著作権法の適切な運用に向けた協議や権利者団体によるライセンス体制構築に向けた取り組みも注視し、市場が形成されている分野への影響や補償請求権付与などの論点を含めてさらに検討を深めていくことが適当としている。市場が形成されている市販コンテンツの利用を権利制限することに権利者団体からは強い反対の意見がある。一方、大学は市販コンテンツを対象外と考えており、権利制限規定を設けた後でガイドラインで対応すべきと考えていることから、第三者のコンテンツをサーバに置いて教育利用できるよう自動公衆送信に関する法改正を主張しているが、権利者団体による補償金制度等の取扱いが優先されているようである。

そこで、委員会の対応について検討した結果、現在、国立大学協会、公立大学協会、私立大学団体連合会等の関係機関と権利者団体との間で協議が続けられているため、私立大学団体連合会と連携しながら状況を把握し、法改正の働きかけを引き続き行っていくことにし、何か至急検討が必要な際には、改めて委員会を開催することを確認した。また、これまで法改正について本協会加盟校にアンケート協力もしていただいております。加盟校は法改正について非常に注視しているため、法改正等に関して、文化庁著作権課として本協会総会場で現状報告をしてもらうことについても確認した。

#### 2. 電子著作物相互利用システムの実施結果と今後の活性化対策について

平成27年10月に、国公立の大学1,070校にユーザを登録する管理者ID、パスワードを送り、相互利用事業の案内を行ったところ、5大学3短大から参加申込があり、問い合わせは18大学1短大からあり、問い合わせ校のうち4大学から参加申込があった。そこで、現在、事業に参加されている大学は、81校で73大学8短大となり、個人参加は1,172名で、コンテンツは3,014件となっている旨、事務局から報告された。

今後の対策としては、4月~5月に昨年度同様にIDパスワードとか、参加の呼びかけを行うことを確認した。

以上